

議題 1 福島県社会福祉審議会運営規程の改正について

1 保育所部会の調査審議事項

(1) 改正理由

改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）にて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者について、改善更生の状況等により保育士の登録を行うことができることとなり、この際、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされた。

このことを踏まえ、保育所に関する事項を調査審議している福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会にて、保育士の登録に関する諮問について意見具申を行うため、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

以下のとおり、福島県社会福祉審議会運営規程の第4条の条文を改正するもの。
新旧対照表及び改正後全文は別添資料のとおり。

| | | |
|-------|-------------------------|-----------|
| 保育所部会 | 保育所の設置認可等及び保育士の登録に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |
|-------|-------------------------|-----------|

- 11 審議会は、保育所の設置認可等若しくは保育士の登録に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(参考) 児童福祉法（一部抜粋）

児童福祉法第18条の20の2 都道府県知事は、次に掲げる者(第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。)については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士(国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。)の登録を取り消された者

二 (略)

- ② 都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 施行期日

令和6年11月11日（※議決の日）から施行する。

福島県社会福祉審議会運営規程新旧対照表 (案)

| 新 | | | 旧 | | |
|---|------------------------------|---------------|---|------------------------------|---------------|
| 第1条～第3条 (略) | | | 第1条～第3条 (略) | | |
| (部会) | | | (部会) | | |
| 第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。 | | | 第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。 | | |
| 名 称 | 調査審議事項 | 所属専門分科会 | 名 称 | 調査審議事項 | 所属専門分科会 |
| 身体障がい者福祉審査部会 | 身体障がい者の障害支援区分に関する事項 | 身体障がい者福祉専門分科会 | 身体障がい者福祉審査部会 | 身体障がい者の障害支援区分に関する事項 | 身体障がい者福祉専門分科会 |
| 児童処遇部会 | 里親の認定及び児童の措置並びに児童の権利擁護に関する事項 | 児童福祉専門分科会 | 児童処遇部会 | 里親の認定及び児童の措置並びに児童の権利擁護に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |
| 保育所部会 | 保育所の設置認可等及び保育士の登録に関する事項 | 児童福祉専門分科会 | 保育所部会 | 保育所の設置認可等_____に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |
| 保育施設安全対策部会 | 認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項 | 児童福祉専門分科会 | 保育施設安全対策部会 | 認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |
| 児童虐待検証部会 | 児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項 | 児童福祉専門分科会 | 児童虐待検証部会 | 児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |

| | |
|---|---|
| <p>備考</p> <p>1～10（略）</p> <p>11 審議会は、保育所の設置認可等若しくは保育士の登録に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。</p> <p>12～13（略）</p> <p>第5条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和40年12月8日から施行する。 〔中 略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和6年11月 日から施行する。</u></p> | <p>備考</p> <p>1～10（略）</p> <p>11 審議会は、保育所の設置認可等に_____に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。</p> <p>12～13（略）</p> <p>第5条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和40年12月8日から施行する。 〔中 略〕</p> <p>附 則</p> <p>_____</p> |
|---|---|

福島県社会福祉審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、福島県社会福祉審議会条例（平成12年3月24日福島県条例第33号）第9条の規程に基づき、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めることを目的とする。

（副委員長の選任及び権限）

第2条 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長、副委員長がともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門分科会）

第3条 審議会に次の専門分科会を置き、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

| 名 称 | 調査審議事項 |
|---------------|------------------|
| 身体障がい者福祉専門分科会 | 身体障がい者に関する事項 |
| 民生委員審査専門分科会 | 民生委員の適否の審査に関する事項 |
| 児童福祉専門分科会 | 児童福祉に関する事項 |
| 計画策定専門分科会 | 社会福祉計画等に関する事項 |

- 2 各専門分科会に当該専門分科会の委員及び臨時委員の互選による副専門分科会長1人を置く。
- 3 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 専門分科会長、副専門分科会長がともに事故あるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 各専門分科会は、各専門分科会長が招集する。
- 6 審議会は、身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定、特別障がい者手当等の障害支援区分の認定、指定自立支援医療機関の指定について諮問を受けたときは、身体障がい者福祉専門分科会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 7 審議会は、児童福祉に関して諮問を受けたときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(部会)

第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。

| 名 称 | 調査審議事項 | 所属専門分科会 |
|--------------|------------------------------|---------------|
| 身体障がい者福祉審査部会 | 身体障がい者の障害支援区分に関する事項 | 身体障がい者福祉専門分科会 |
| 児童処遇部会 | 里親の認定及び児童の措置並びに児童の権利擁護に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |
| 保育所部会 | 保育所の設置認可等及び保育士の登録に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |
| 保育施設安全対策部会 | 認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |
| 児童虐待検証部会 | 児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項 | 児童福祉専門分科会 |

備考

- 1 児童虐待検証部会においては、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に部会を置くことができる。
- 2 身体障がい者福祉審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障がい者福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 児童処遇部会、保育所部会及び保育施設安全対策部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に設置された部会ごとに、属すべき委員及び臨時委員を委員長が指名する。
- 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により、これを定める。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 9 審議会は、身体障がい者の障害支援区分に関して諮問を受けたときは、身体障がい者福祉審査部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 10 審議会は、里親及び保護受託者の認定若しくは児童の措置等に関して諮問又は措置の実施に係る意見等児童の権利擁護に関する申し立てを受けたときは、児童処遇部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

- 11 審議会は、保育所の設置認可等若しくは保育士の登録に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 12 審議会は、認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関して諮問を受けたときは、保育施設安全対策部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 13 審議会は、児童虐待における死亡事例等の検証に関して諮問を受けたときは、児童虐待検証部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(定足数及び表決数)

第5条 専門分科会又は部会は、当該専門分科会又は当該部会に属する委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 専門分科会又は部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。

(緊急措置)

第6条 緊急やむを得ない事由のあるときは、専門分科会長又は部会長は、文書をもって当該専門分科会又は当該部会の会議に代えることができる。

(委員の代理出席)

第7条 団体等の推薦を受けて任命された委員及び臨時委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、当該団体等に所属する者を代理人として選任し、その職務を行うことができる。

- 2 前項の場合において、代理人の権限は、書面により証明されなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年12月28日から施行する。
- 2 この規程の改正により改正前の身体障害者専門分科会及び生活保護医療扶助専門分科会の臨時委員は、身障福祉、医療専門分科会臨時委員に委嘱替えされたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和49年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年6月11日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年11月 日から施行する。

(参考)

○福島県社会福祉審議会条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第三十三号

改正 平成一二年七月一八日条例第一七二号

平成一二年一月二二日条例第一九四号

平成二五年一月二〇日条例第八五号

福島県社会福祉審議会条例をここに公布する。

福島県社会福祉審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第七条第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正)

(名称)

第二条 法第七条第一項の合議制の機関の名称は、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(平二五条例八五・追加)

(任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二五条例八五・旧第三条繰下)

(委員長の職務を行う委員)

第五条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二五条例八五・旧第四条繰下)

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織

された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二五条例八五・旧第五条線下)

(専門分科会)

第七条 審議会の専門分科会（法第十一条第一項の民生委員審査専門分科会を除く。次項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正、平二五条例八五・旧第六条線下)

(調査審議事項)

第八条 審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の児童福祉に関する事項を調査審議する。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正、平二五条例八五・旧第七条線下)

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平二五条例八五・旧第八条線下)

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 福島県地方社会福祉審議会の調査審議事項に関する条例（昭和六十年福島県条例第四十九号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に従前の福島県地方社会福祉審議会の委員の職にある者は、この条例の施行の日において、この条例の規定に基づく福島県社会福祉審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の

任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月三十日までとする。

附 則（平成一二年条例第一七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二条例第一九四号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二五年条例第八五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。